

川崎市住宅相談運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅及びその附帯設備等の修理、増築、改築、新築等を行う市民に対し、安心して相談できる窓口を設置し、より良い住環境の構築を通じて、市民の生活に寄与することを目的とする。

(住宅相談員等)

第2条 住宅相談は、住宅相談員（以下「相談員」という。）が行う。

- 2 相談員は、第3条各号に掲げる事項について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 相談員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談員は、第4条に定める各相談場所の相談日ごとにそれぞれ配置する。

(相談事項)

第3条 住宅相談は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 住宅及びその附帯設備等の修理、増築、改築、新築等（以下「住宅の修理等」という。）に関する事。
- (2) 住宅の修理等に要する費用に係る各種融資制度等の説明に関する事。
- (3) 住宅の修理等に関し業者の紹介又は現地調査のための派遣に関する事。
- (4) その他、住宅に係る相談に関する事。

(相談場所及び相談日等)

第4条 住宅相談の場所、相談日及び相談時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、住宅相談を臨時に行い、又は休止することができる。

(相談料)

第5条 住宅相談は、無料とする。

- 2 相談員は、相談を受けた市民（以下「相談者」という。）から当該受託相談の対価として相談料その他名称のいかんを問わず金銭その他の給付を受けてはならない。

(謝礼)

第6条 相談員に対しては、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(相談カード)

第7条 相談員は、市民から受けた相談について、その要旨を記載した相談カード（別記様式）を2部作成し、その1部を相談員が保管し、他の1部を市長に提出するものとする。

(関係資料の提出)

第8条 市長は、必要に応じて、相談員に対して住宅相談に係る関係資料の提出又は報告を行わせるものとする。

(秘密の保持)

第9条 相談員は、相談上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(免責)

第10条 市長は、住宅相談に関して相談者又は第三者に生じさせた損害については、一切その責を負わない。ただし、市長の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は昭和53年8月12日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項の規定にかかわらず、相談員の任期については、昭和53年度に限り、昭和54年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

1 この改正要綱は昭和57年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正要綱は昭和59年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正要綱は平成2年10月29日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正要綱は平成3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は平成4年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は平成9年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は平成10年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は平成31年4月1日から施行する。

別表

住宅相談の相談場所等

相談場所	相談日	相談時間
川崎区役所 まちづくり推進部 地域振興課	毎月 第3 火曜日	午前9時から 正午まで
幸区役所 まちづくり推進部 地域振興課		
中原区役所 まちづくり推進部 地域振興課		
高津区役所 まちづくり推進部 地域振興課		
宮前区役所 まちづくり推進部 地域振興課		
多摩区役所 まちづくり推進部 地域振興課		
麻生区役所 まちづくり推進部 地域振興課		
生活文化会館 (てくのかわさき)	毎月 第2・4 土曜日	午後1時から 午後4時まで

※備考

相談日が次に掲げる日に当たる場合は、休止とする。

- (1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（生活文化会館は除く）
- (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

川崎市住宅相談カード

ご記入をお願いいたします

住所 〒	氏名
自宅電話	連絡先となる電話番号(携帯等)

川崎市住宅相談を何で知りましたか？

<input type="checkbox"/>	住宅相談運営委員会 ホームページ	<input type="checkbox"/>	川崎市 ホームページ	<input type="checkbox"/>	市への問合せ	<input type="checkbox"/>	生活ガイド (市民便利帳)	<input type="checkbox"/>	チラシ
<input type="checkbox"/>	友人・知人	<input type="checkbox"/>	他からの紹介:			<input type="checkbox"/>	その他:		

〔相談員記入欄〕

受付日時	受付	担当相談員
年 月 日() 時 分～ 時 分	区	印
相談に来られた方 本人 ・ 妻 ・ 家族() ・ 他()		
件名	①リフォーム ②修理 ③耐震 ④増改築 ⑤新築 ⑥法律 ⑦契約 ⑧その他	

■住宅の種類／相談対象

・戸建	・マンション	・アパート	・借家	・公営住宅	・外溝	・庭
・物置	・不動産物件	・道路	・隣地との境界	・工事金額		

■住宅の工法等【築年数等 年、 階建て、 面積等 】 ・木造軸組 ・2×4 ・鉄骨造 ・鉄筋コンクリート造

■相談内容

--

■処理経過

--

■対応方法

窓口アドバイス	現地調査	他の行政機関・窓口の紹介
<input type="checkbox"/>	要 ・ 不要	窓口【 】 連絡先【 - - 】

■相談箇所チェック

<input type="checkbox"/>	外壁	<input type="checkbox"/>	屋根	<input type="checkbox"/>	台所・設備	<input type="checkbox"/>	風呂・設備	<input type="checkbox"/>	洗面所	<input type="checkbox"/>	トイレ
<input type="checkbox"/>	給湯・コンロ	<input type="checkbox"/>	建具	<input type="checkbox"/>	雨戸	<input type="checkbox"/>	サッシ・網戸	<input type="checkbox"/>	襖・障子	<input type="checkbox"/>	玄関ドア
<input type="checkbox"/>	窓	<input type="checkbox"/>	畳	<input type="checkbox"/>	床	<input type="checkbox"/>	トイレ	<input type="checkbox"/>	ベランダ	<input type="checkbox"/>	門扉
<input type="checkbox"/>	防犯・カギ	<input type="checkbox"/>	防水	<input type="checkbox"/>	外溝	<input type="checkbox"/>	造園・剪定	<input type="checkbox"/>	カーポート	<input type="checkbox"/>	電気

■連絡する際の留意点()

■運営委員会記入欄

対応 登録員名	電話 FAX	連絡日	訪問日
連絡する上 での留意点	備考		